

2024

AUDIT QUALITY REPORT

監査品質に関する報告書

監査法人FRIQ



I 監査品質向上に向けた取組み及び法人概要

理事長からのメッセージ	04
FRIQの特色と監査品質向上に向けた取組み	06
監査事務所の概要	10

II 経営管理の状況等

01 品質管理基盤	16
02 組織・ガバナンス基盤	26
03 人的基盤	29
04 IT基盤	34
05 財務基盤	38
06 国際対応基盤	39

Appendix：監査法人のガバナンス・コードの適用状況





監査品質向上に 向けた取組み 及び法人概要

日本中のチャレンジする 企業の成長を 新しい力で サポートする



佐藤 稔幸 Toshiyuki Sato

監査法人FRIQは、「日本中のチャレンジする企業の成長を新しい力でサポートする」というPURPOSEを掲げて2021年に設立された、新しい監査法人です。

監査法人FRIQの法人名は、Fan、Reliability、Innovation、Qualityに由来しています。「F」「R」「I」「Q」を体現し、高品質な監査・保証業務を通じて、資本市場の健全な発展と信頼性向上に寄与していきたいという想いが、この「FRIQ」に込められています。

昨今、監査難民化や公認会計士の監査法人離れといった問題が取り沙汰されています。私たちが掲げるMISSIONの1つに「監査の魅力を引き出し、ポジティブな変革をもたらすことで監査の未来を牽引する」というものがあります。私たちは、監査の魅力を引き出すとともに、専門スキルの開発、ワークライフバランスの実現、最新技術の導入による業務の最適化等を追求することにより、監査業界の未来を牽引できる存在になることにチャレンジしています。

「日本中のチャレンジする企業の成長を新しい力でサポートする」というPURPOSEに沿って、公認会計士及び監査法人の社会的使命を胸に、真摯かつ謙虚に監査・保証業務を遂行してまいります。

FRIQのPURPOSE

FRIQの存在意義をPURPOSE、
社会に果たすべき使命をMISSIONとして定めています。

「日本中のチャレンジする企業の成長を
新しい力でサポートする」ことを通じて、
日本経済の健全な発展に寄与すること

PURPOSE



MISSION

絶えず革新を追求し、
最高品質の成果をステークホルダーへ
届けることに全力を尽くす

私たちは監査品質の維持・向上を最優先事項と捉えています。監査品質を重視する組織風土を醸成し、最高の品質で財務報告の信頼性を担保することを通じて、日本経済の健全な発展に寄与してまいります。

監査の魅力を引き出し、
ポジティブな変革をもたらすことで
監査の未来を牽引する

監査業務に従事する公認会計士が減少していることが監査業界の課題の1つと捉えています。監査の魅力を引き出すとともに、ワークライフバランスの実現、専門スキルの開発、最新技術の導入による業務の最適化等を追求することにより、監査業界の未来を牽引できる存在になることを目指します。

地域社会に深く根差した監査法人として、日本全土に新たな価値と選択肢を提供する

成長を志向する地域企業にとって、監査法人の選択肢が限られており、地域経済の発展の阻害要因になっていると感じています。日本全体で持続可能な発展に貢献するために、地方創生にも取り組んでまいります。

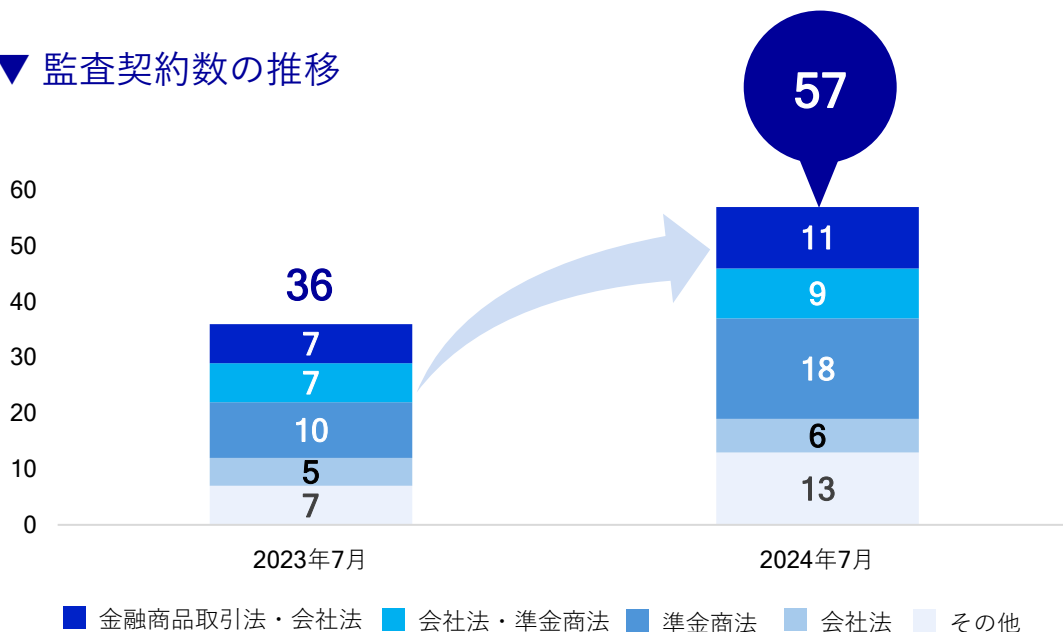
当監査法人の特色

当監査法人は、上場企業監査とIPO準備企業監査を中心とした監査法人です。

当監査法人は、会計監査を社会のインフラとして捉え、高水準の品質管理体制を構築・維持し、継続的・安定的な監査の実施を最優先事項としており、上場会社の会計監査を積極的に担っていきたいと考えています。

また、当監査法人に所属する社員は40代を中心とする比較的若い人員で構成されており、中長期的な視野を持ち、将来の日本経済を担うベンチャー企業などに対しても、会計監査を通じて「日本中のチャレンジする企業の成長を新しい力でサポートする」ことを目指しています。

▼ 監査契約数の推移



▼ 新規IPO一覧（2024年7月末時点）

Cocolive株式会社 / 東証グロース 2024年2月28日 新規上場

株式会社アズパートナーズ / 東証スタンダード 2024年4月4日 新規上場

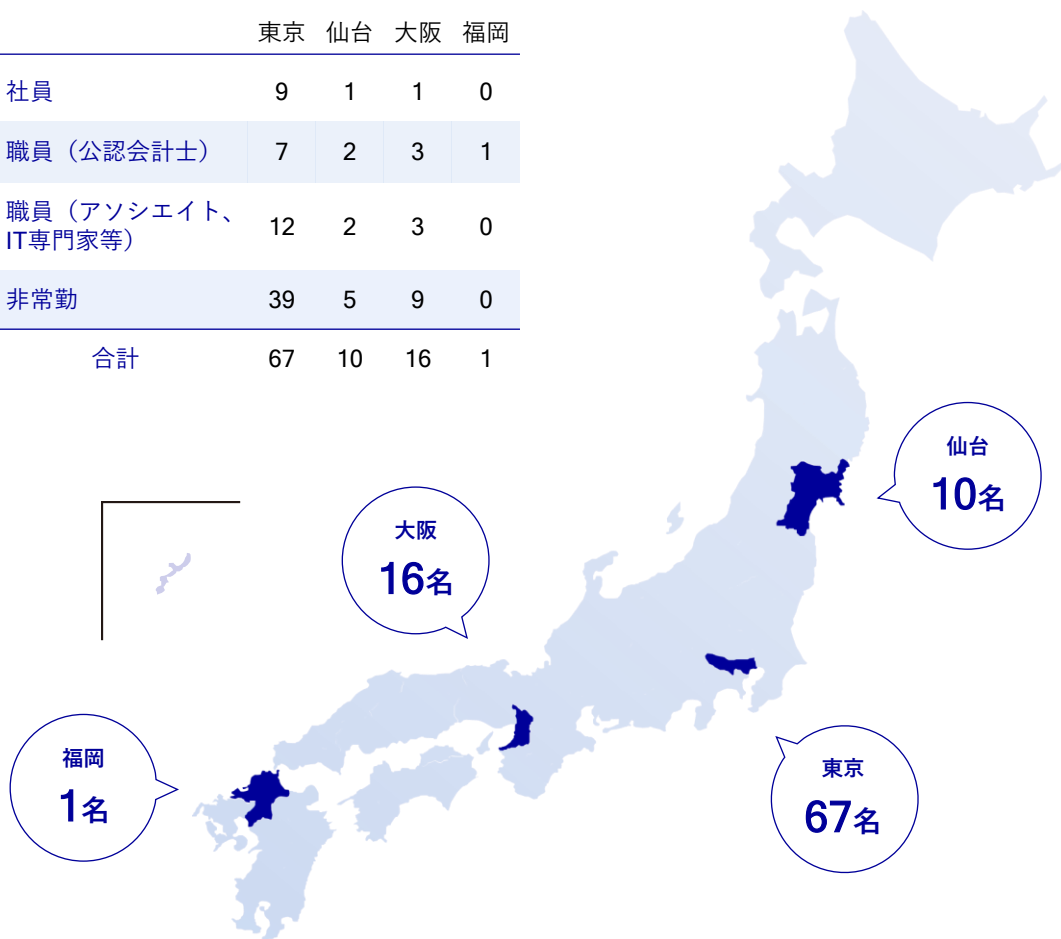
地域社会に深く根差した監査法人

当監査法人は設立から3年ではありますが、東京の他に、仙台・大阪・福岡に拠点を有しております。

これは地域経済の発展に貢献することが、日本経済全体の持続可能な発展に貢献することにつながると考えているからであり、成長する地域企業にとっての新たな選択肢となりたいと考えております。

▼ 拠点ごとの人員数（2024年7月末時点）

	東京	仙台	大阪	福岡
社員	9	1	1	0
職員（公認会計士）	7	2	3	1
職員（アソシエイト、IT専門家等）	12	2	3	0
非常勤	39	5	9	0
合計	67	10	16	1



監査品質向上に向けた取組み

当監査法人の名称であるFRIQの「Q」はQualityであることから、監査品質は最重要事項であると考え、日々取り組んでいます。当監査法人では、監査品質の維持向上のため以下の取組みを実施しています。

01

パートナーのコミット

監査品質維持向上のため、当監査法人のパートナー（社員）は原則として兼業・副業を認めておらず、社員全員が当監査法人にコミットし、会計監査業務に従事しています。

※社外役員への就任等、当該経験が監査品質の向上に資すると認められるものに限り、総社員の同意により承認しています。

02

機動的な監査

当監査法人は、高品質な監査を実施するために、監査や会計に関する論点について迅速かつ機動的に対応することが重要であると考え、被監査会社とのスピード感のあるコミュニケーションを重視しています。

そのため、当監査法人の社員が被監査会社とのコミュニケーションの窓口となり、難解な論点等に対しては、タイムリーに社員会等で協議・検討を行い、専門的な見解の問い合わせも利用しながら法人一丸となって解決を図っています。

03

ITへの取組み

昨今のIT技術の発展・高度化に伴い、当監査法人は高品質な監査を実施するために、IT専門家が会計監査に関与することが非常に重要であると考えており、2名の社員がIT専門家であります。

また、監査品質の確保には監査業務の高度化も重要なテーマであると考え、様々なITツールの会計監査への導入に取り組んでいます。

非監査業務への取組み

当監査法人が実施する主な非監査業務は以下のとおりです。

IPO準備企業に対する課題調査
及び期首残高調査

財務デューデリジェンス業務

株式価値評価業務

ITアドバイザリー業務

特にIPO準備企業に対する課題調査及び期首残高調査については、IPO準備企業監査を見据えた重要な業務と位置づけており、当監査法人のPURPOSEに従い積極的に取り組んでいます。

また、その他の非監査業務については、近年の会計監査業務においてM&Aや高度なITに関する知見が求められており、これらの業務に積極的に取り組むことで監査品質の向上に寄与すると考えています。

ただし、当監査法人の使命は会計監査であることから、非監査業務については、人的リソースを考慮の上、受嘱しています。

なお、被監査会社へ提供する非監査業務については、監査の独立性の観点から必要最低限の業務に限定しており、独立性に抵触する懸念がある場合には、これを実施していません。

▼ 売上高推移

	第3期 (2022年8月1日～ 2023年7月31日)	第4期 (2023年8月1日～ 2024年7月31日)
監査業務	297,611 千円	584,859 千円
非監査業務	146,024 千円	149,281 千円
IPO関連業務	102,505 千円	77,491 千円
その他非監査	43,519 千円	71,790 千円
合計	443,636 千円	734,141 千円

法人概要（2024年7月末時点）

法人名	監査法人FRIQ (FRIQ Audit Corporation)
設立日	2021年1月4日
代表者	理事長 佐藤 稔幸
人員構成 (うち非常勤人数)	94名 (53名) 社員 11名 (-名) 公認会計士 58名 (45名) その他 25名 (8名)
ホームページ	https://friq.co.jp/
電話番号	03-6820-2715
所在地	▼ 東京オフィス 〒101-0035 東京都千代田区神田紺屋町15 グランファースト神田紺屋町7階 ▼ 仙台オフィス 〒980-0013 宮城県仙台市青葉区花京院2-1-65 いちご花京院ビル6階 ▼ 大阪オフィス 〒541-0046 大阪府大阪市中央区高麗橋3-1-6 関電不動産高麗橋ビル9階 ▼ 福岡オフィス 〒810-0042 福岡県福岡市中央区赤坂1-8-23 DAIFUKU.soビル4階

沿革

- 2021年1月4日 監査法人FRIQ設立
- 2021年7月21日 準登録事務所名簿への登録
- 2021年10月1日 仙台オフィス開設
- 2023年1月5日 大阪オフィス開設
- 2023年1月23日 上場会社監査事務所名簿（旧制度）への登録
- 2023年4月5日 改正公認会計士法の附則第3条第3項の規定による
みなし登録事務所
- 2024年1月5日 福岡オフィス開設
- 2024年8月7日 上場会社等監査人名簿への登録

監査契約の状況（2024年7月末時点）

合計
57社

金融商品取引法・会社法	11社
会社法	6社
会社法・準金商法	9社
準金商法	18社
その他法定	3社
任意	10社

被監査会社（大会社等に限る）の名称（2024年7月末時点）

株式会社アズパートナーズ

株式会社エフ・コード

株式会社キャリアインデックス（現 株式会社ディスラプターズ）

工藤建設株式会社

株式会社クリップコーポレーション

Cocolive株式会社

サインポスト株式会社

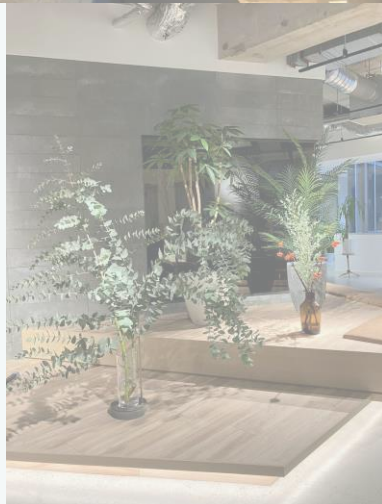
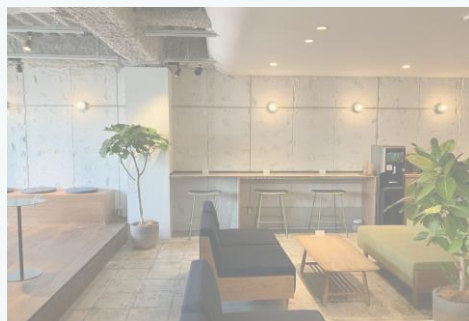
C R Gホールディングス株式会社

スローガン株式会社

株式会社ポプラ

横浜丸魚株式会社

（五十音順）



理事長／公認会計士

佐藤 稔幸 Toshiyuki Sato

Career	2006年12月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
	2021年10月	監査法人FRIQ 社員就任
	2023年10月	監査法人FRIQ 理事就任
	2024年5月	監査法人FRIQ 代表社員・理事長就任



理事／品質管理責任者／公認会計士

山本 毅 Takeshi Yamamoto

Career	2007年3月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
	2021年8月	監査法人FRIQ 社員就任
	2023年10月	監査法人FRIQ 理事就任



理事／公認会計士

三村 啓太 Keita Mimura

Career	2007年12月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
	2021年8月	監査法人FRIQ 社員就任
	2024年5月	監査法人FRIQ 理事就任



人事責任者／公認会計士

石川 浩平 Kohei Ishikawa

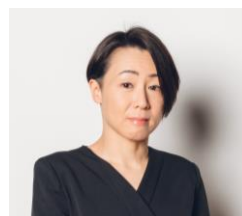
Career	2011年2月	税理士事務所入所
	2012年4月	公認会計士共同事務所入所
	2013年9月	監査法人アリア入所
	2017年3月	有限責任監査法人トーマツ入所
	2021年8月	監査法人FRIQ 社員就任



IT情報セキュリティ責任者／公認情報システム監査人

伊藤 倫子 Tomoko Ito

Career	2001年7月	中央青山PwCシステムコンサルティング株式会社入社
	2003年11月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
	2021年10月	監査法人FRIQ 社員就任



公認会計士

寺戸 高史 Takashi Terado

Career
—

2007年12月 株式会社エスネットワークス入社
2009年3月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
2018年10月 仰星監査法人入所
2023年1月 監査法人FRIQ 社員就任



公認会計士

三浦 義直 Yoshinao Miura

Career
—

2007年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
2021年10月 監査法人FRIQ 社員就任



公認会計士／公認情報システム監査人

大賀 隆史 Takafumi Oga

Career
—

2007年1月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
2022年7月 監査法人FRIQ 社員就任



公認会計士

笠原 寿敦 Toshiatsu Kasahara

Career
—

2007年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
2022年10月 監査法人FRIQ 社員就任



公認会計士

佐藤 涼 Ryo Sato

Career
—

2007年1月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
2022年10月 監査法人FRIQ 社員就任



公認会計士

田中 康毅 Yasuki Tanaka

Career
—

2005年3月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
2023年10月 監査法人FRIQ入所
2024年4月 監査法人FRIQ 社員就任





II

経営管理の状況等



品質管理基盤

監査品質に関する考え方

監査品質に関する 基本的な考え方

当監査法人は、高品質な監査の実施を最優先事項として、高水準の品質管理体制を構築・維持するとともに、本質を見極め追求し、財務報告の信頼性を確保することを通じて、資本市場の健全な発展と信頼性向上に寄与していくことが、社会インフラとしての監査法人の使命だと考えています。

この監査法人の使命を全うするためには、誠実な姿勢でステークホルダーからの支持を獲得し（**Fan**）、個人としても組織としても信頼されるプロフェッショナル集団となり（**Reliability**）、次世代の監査の未来を創造する（**Innovation**）ことで、高品質な監査（**Quality**）を実現することが重要であると考えています。

また、「監査の品質」は監査が多くのステークホルダーの中で実施されることから、多面的かつ、監査を取り巻く環境変化に応じて進化・革新していくべきものと考えており、監査業務の品質を重視する風土を醸成するため、理事長及び品質管理責任者等が、FRIQの経営理念や果たすべき監査品質について、全体会議や研修の場を通じて定期的に社員・職員に発信しています。



品質管理責任者
山本 毅

独立性に関する方針・手続

当監査法人は、独立性が適切に保持されるための方針及び手続並びに職業倫理の遵守に関する方針及び手続を規程に定め、これを社員・職員が遵守することを求めています。また当監査法人は、当該規程において被監査会社への同時提供禁止業務や被監査会社の株式保有の禁止等について定めており、公認会計士法及びその関連する諸規則並びに日本公認会計士協会の品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び倫理規則等に準拠しています。

独立性に関する方針及び 手続の遵守状況のモニタリング

当監査法人では、社員・職員の独立性の理解を徹底するため定期的に研修を実施しており、独立性の遵守状況については、全ての社員・職員に対して、年に1回、独立性に関する確認手続を実施しています。

さらに、監査チームの全てのメンバーは、監査業務の開始及び終了時に被監査会社との利害関係がないことを確認し、当該確認結果は監査調書として保存しています。なお、2023年度において独立性に関する方針に抵触する事項はありません。

社員ローテーション

社員ローテーションに関しては、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠して内部規程を定め実施しています。

具体的には、原則として同一関与先の監査業務に連続して7会計期間を超えて関与できないこととしています。また、同一関与先に対して、再度監査業務を行う場合は、最低2会計期間のインターバルが必要としています。

報酬依存度に関する方針及び手続

監査業務の特定の関与先に対する報酬依存度（当監査法人の総収入のうち、特定の関与先からの報酬が占める割合）が一定割合（概ね15%）を超える場合、自己利益及び不当なプレッシャーという独立性を阻害する要因を除去するか、許容可能な水準にまで軽減されるセーフガードを適用しなければならないこととしています。

なお、当監査法人で最も報酬金額が大きい被監査会社に対する報酬依存度は、5.65%であり、独立性を阻害する要因のある監査業務はありません。

品質管理基盤

法令及び規程の遵守に関する事項

インサイダー取引の防止

「インサイダー取引防止規程」を整備し、年1回の研修等を通じてインサイダー取引防止の周知徹底を図っています。

職業倫理規程・ホットラインの整備

職業倫理に関する規程を整備し、社員・職員に対しコンプライアンス研修を年1回実施しています。

法令違反行為及び不正行為の早期発見と是正を図るため、外部の法律事務所を利用したコンプライアンス・ホットラインを設置し、また当監査法人のウェブサイトにおいても通報窓口を公開し、内部及び外部からの通報を受ける体制をとっています。

なお、通報者の氏名・内容等は一切開示されず、通報を理由とした不利益な取り扱いを受けないように保護されています。

職業倫理の遵守への取組み

理事長は、独立性を含む職業倫理の遵守の重要性を強調するメッセージを継続的に発信しており、品質管理責任者と連携して、社員・職員の倫理コンプライアンス意識の向上を図っています。

監査契約の新規の締結及び更新

監査業務等の契約の新規の締結に先立ち、企業と当監査法人（社員・職員を含む。）の利害関係の有無を調査するとともに、企業及び経営陣の姿勢やバックグラウンドの理解、業務の内容、契約条件及び業務リスク等を検討し、監査業務等の契約の受嘱にあたっては、一定の評価手続を経て社員会にて適切な承認を得る体制を採用しています。

また、監査業務等の契約の更新にあっても、監査業務リスクの変化の有無等、一定の評価手続を経て社員会にて適切な承認を得る体制を採用しています。その結果、対応しがたいリスクが識別された場合には、監査業務等を継続しないこととしています。

特に不正リスク対応基準が適用される監査業務の契約の新規の締結及び更新にあたっては、不正リスクを考慮して業務リスクを評価しています。

監査チームの組成

当監査法人では、監査契約の新規の締結及び更新にあたって、以下の方針により監査チームを組成しています。

社員及び審査担当者の関与時間の十分な確保

監査補助者の監査時間の確保及び専門的能力

監査補助者の稼働状況

監査業務等の実施

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査手法を監査実施の枠組みとして採用しています。具体的には、企業環境の理解や被監査会社のマネジメントとの間で率直かつ深度ある意見交換を通じて監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための監査手続を計画・実施しています。

また、当監査法人では「監査の品質管理規程」を定めており、その中には、監査手続の実施、補助者の監督、監査調書の作成・査閲・保存等に関する方針及び手続が含まれています。

さらに、監査ガイドラインを作成し、詳細な監査手続の方針を定め、監査業務を遂行しています。

上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制

公認会計士法施行規則第87条第2号が要求する上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制として、以下のとおり整備しています。

- ▶ 業務の品質の管理に主として従事する公認会計士として、品質管理責任者を選任し、品質管理業務に主として従事しています。
- ▶ 業務の品質の管理に係る専任の部署として品質管理部を設置し、品質管理責任者及び複数名の社員が品質管理業務に従事しています。
なお、品質管理部は、契約受嘱、規制対応、規程・マニュアル、審査、職業倫理及び独立性等の担当を設置しています。
- ▶ 品質管理責任者及び品質管理部に所属する社員については、品質管理業務に要する時間を見積り、年間を通じて必要な時間を確保しています。

専門的な見解の問い合わせ

当監査法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項への対応を「監査の品質管理規程」に定めています。

該当事項が発生した場合には、専門的な知識及び経験を有する法人内外の適切な者との討議等を通じて専門的な事項に係る見解を得る体制を整備運用しています。

審査制度

監査業務を含めた全ての意見表明業務に審査担当社員を指名し、業務に直接関与するメンバーとは独立した立場から客観的な視点で業務に係る審査を行うことにより、品質の確保に努めています。

審査担当社員は、業務執行社員と同様に社員ローテーション規程が適用され、審査期間は5会計期間を限度としています。審査担当社員には、審査対象業務についての十分な知識と経験と能力を有し、かつ、当該監査業務から独立した社員を指名しています。

重要審査制度

当監査法人では、所定の要件に該当する重要な審査事項については、品質管理責任者へ報告し、必要に応じて全ての社員が参加する審査会議を招集して協議・承認を受けることとしています。

当該重要な審査事項報告事由の主なものとしては、適正意見以外の意見の表明、会計方針の変更、追記情報、重要な未修正の虚偽表示、不正又は違法行為のほか、業務執行社員もしくは審査担当社員が特に重要と認めた非定型的取引に関する審査事項等があります。

なお、監査上の判断の相違に関する方針と手続に従い、到達した結論及びその対処について、社員会を最高解決機関とした体制を整備運用しています。

監査ファイルの最終的な整理及び 監査調書の管理保存

当監査法人の監査調書は、電子調書を原則としており、紙調書はごく一部に限定されています。

当監査法人は、監査報告書日後に監査ファイルの最終的な整理を完了するために、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を「監査調書の様式・保管・管理・廃棄等に関する規程」において定めています。監査調書は、電子調書システムによっており、監査報告書日以降の定められた期日までにアーカイブされ、その後は、所定の手続を経ない限り、監査調書の修正及び追加は一切できない仕組みになっています。

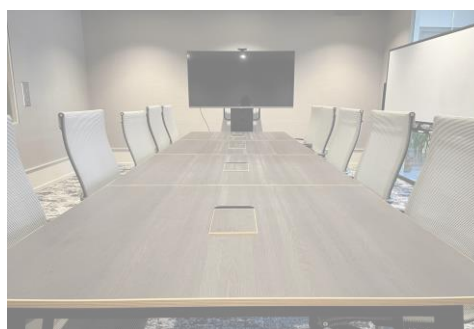
監査調書は品質管理責任者の管理のもと、**10年間**保存する方針としています。

監査事務所間の引継

当監査法人は新規に監査契約を締結することが多く、前任監査人が存在する場合には、監査人の交代に関する監査業務の引継についての方針及び手続を「監査契約の新規の締結及び更新に関する規程」に定めており、当該規程は監査基準報告書900「監査人の交代」に準拠しています。

品質管理システムの監視

品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証（完了した監査業務の検証）を含んだ品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定めています。品質管理責任者は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、改善を要する事項を検討して適切な措置をとるよう定めています。



不服と疑義の申し立て

当監査法人内外からもたらされる監査実施者の不適切な行為、法令に対する違反など、職業的専門家としての基準及び法令等に違反している監査業務に関する不服と疑義の申し立てや、当監査法人が定めた品質管理のシステムへの抵触等に関する疑義の申し立てがあった際には、速やかに社員会に報告することとしています。

品質管理責任者は、その内容を吟味し、関連する監査実施者等への質問、必要と認める場合には、関連する書類等を閲覧して、不服と疑義の申し立てを調査いたします。

日本公認会計士協会による品質管理レビュー

当監査法人は、2022年11月28日から2022年12月2日までの期間、協会による通常レビューを受け、2023年1月23日付けで品質管理のシステムの整備及び運用の状況について重要な不備事項のない実施結果とする「品質管理レビュー報告書」を受領しています。

なお、品質管理レビューの結果に基づく措置は受けておりません。

当監査法人における品質管理に関する極めて重要な不備事項、重要な不備事項又は改善勧告事項はなく、個別の監査業務における品質管理に関する改善勧告事項に対しては、個別の監査チームにおける改善措置を策定するとともに、同様の監査手続の不備を防止するために、専門要員への研修の実施及び所内への周知・徹底を図っています。

また、当監査法人においては、より一層の監査品質の向上と品質管理体制の適時・適切な改善に資するために、個別の監査業務における監査手続不備の原因を分析し、法人として認識している課題を踏まえて、主体的に品質向上のために取り組むべき改善事項を把握し、組織的対応を図っています。

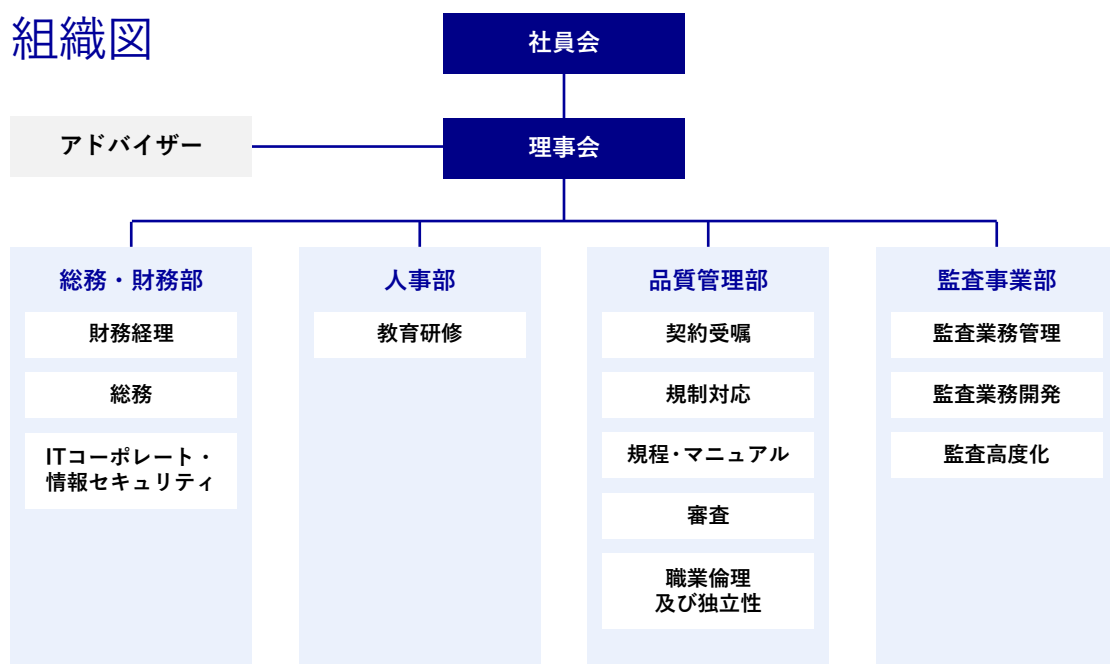
公認会計士・監査審査会の検査

当監査法人は、公認会計士・監査審査会の検査を受けておりません。



組織・ガバナンス基盤

組織図



▼ 社員会

当監査法人の最高意思決定機関であり、特定社員も含む全社員が出席し、社員会規程により定められた重要事項に関する協議・意思決定を行っています。社員会は、年に1度の定時社員総会のみならず、決議事項がない場合であっても、原則として月2回開催しており、更に緊急性が高い事項が生じた場合は、即時に臨時社員会を開催しています。

また、重要な監査上の論点等についても、社員会にて協議し、承認しています。

理事会及び部会

▼理事会

理事は監査実務に精通し、経営能力を有している社員より選任しています。理事会は、理事長（最高経営責任者）及び品質管理責任者を含む3名により構成され、法人の品質管理方針及び運営方針を協議するとともに、各部会の活動内容を把握し、検討事項の報告を受けています。理事会ではこれらの内容を踏まえ、社員会議案を策定しています。なお、理事会単独では法人の品質管理方針及び運営方針に関する意思決定は行っておらず、全て社員会にて意思決定を行っています。

▼品質管理部会

品質管理責任者及び担当社員、職員により構成され、事務所全体の品質管理に関する事項を協議し、重要事項については理事会・社員会へ報告、承認を求めています。また、品質管理に関するモニタリング活動や完了した監査業務の検証を実施しています。

▼監査業務開発部会

業務受嘱に関する協議を行います。引き合いのあった案件に対して、業務内容やリソース確保の十分性等を検討・協議し、理事会・社員会へ報告しています。

▼監査業務管理部会

社員ローテーション、アサインメントに関する協議・管理を行い、理事会・社員会へ報告しています。

▼人事部会

人事戦略、人材育成に関する方針を協議し、理事会・社員会へ報告しています。

▼ITコーポレート部会

情報システム管理、貸与PC管理やIT情報セキュリティに関する事項の協議を行い、理事会・社員会へ報告しています。

▼監査高度化部会

監査業務の高度化・標準化に関する協議・検討を行い、理事会・社員会へ報告しています。

独立性を有する第三者（アドバイザー）

当監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者として玉井照久氏を選任しています。

玉井氏については、当監査法人及び社員との関わりがなく、独立性が確保されています。また、これまで大手監査法人において監査パートナーとして豊富な監査業務の経験を持ち、監査法人運営に関しても高い知見を有していることから、当監査法人のアドバイザーとして重要事項に関して適時かつ適切に意見を述べる役割を期待し、選任いたしました。

玉井氏からは、理事会及び各社員との定期的な面談を通じて、当監査法人の業務運営等を評価し、特に重要事項については独立した第三者としての客観的な意見を受け体制を整備しています。また、社員の評価および報酬の決定過程に際しては、客観的な立場からのアドバイスを受けるとともに、人材育成や人事管理・評価、報酬に関する方針の策定についても適切な助言を受けています。



玉井 照久 Teruhisa Tamai

Career

- 1989年11月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
- 1995年8月～
1999年7月 米国Deloitte&Toucheヒューストン事務所に駐在
- 2005年7月～
2022年10月 監査パートナーとして、グローバル企業に対する米国監査基準を含む財務諸表監査及び内部統制監査を担当
- 2022年11月～ 玉井公認会計士事務所を開設。中小監査法人への助言、執筆、講演等を中心に活動
- 2023年10月～ 当監査法人アドバイザー就任



人材担当からのメッセージ

当監査法人の人材戦略方針は、「多様性のあるプロフェッショナルを採用・育成する」ことです。

公認会計士・監査業界を取り巻く環境は常に変化しており、この変化に対応しながら当監査法人のPURPOSEである「日本中のチャレンジする企業の成長を新しい力でサポートする」ためには、多様な価値観を持った人が、個々の能力や資質を最大限に発揮することが重要と考えています。

異なるスキルや経験を持つ人が当監査法人で活躍できる環境をつくり出すために、ダイバーシティを尊重し、個々の特性や意見を受け入れる文化を醸成します。

また、能力や成果に基づいた評価制度により、個々のポテンシャルを最大限に引き出せる環境を整備し、幅広い業務経験を通じて、多様なバックグラウンドを持つ人材の成長をサポートします。

さらに、多様性のある人材を育成するためには、適切なメンタリングや自由で活発なコミュニケーションが不可欠だと考えています。



人事責任者
石川 浩平

人員構成及び採用方針

当監査法人では、多様な人材を幅広く採用しており、公認会計士・税理士・IT専門家（公認情報システム監査人等）等の様々なバックグラウンド経験を有する人員で構成されています。

近年では、監査業務に従事する公認会計士が減少傾向にある中、当監査法人では監査の魅力を発信し、ワークライフバランスを重視した働きやすい環境を整えることが、監査業務従事者を増加させることにつながると考えています。

そのため当監査法人では、監査受嘱状況を勘案した人材採用計画を立案し、中途採用を中心に採用活動を行っています。

採用にあたっては、当監査法人のPURPOSEやMISSIONへの共感や、監査経験年数、多様な職務経験・専門的スキルを勘案しています。

▼ 階層別人員構成

	2023/7/31時点	2024/7/31時点
社員	12	11
シニアマネージャー	0	3
マネージャー	1	4
シニアスタッフ	3	7
スタッフ・ジュニアスタッフ	1	5
アソシエイト	4	11
非常勤	42	53

2023/7/31
時点

合計
63名

2024/7/31
時点

合計
94名

非常勤者の考え方

当監査法人では、多種多様な働き方を実現できるように、非常勤形態の勤務者の採用も実施しています。非常勤者であっても当監査法人の重要な構成員であることに変わりはなく、その採用にあたっては、常勤者と同様当監査法人のPURPOSEやMISSIONへの共感や、監査経験年数、多様な職務経験・専門的スキル等を勘案しています。

また、非常勤者に対しても常勤者と同様の研修参加機会を提供し、CPDの履修状況を確認することや、定期的な面談、年1回の評価を実施することで、モチベーションを喚起し、監査品質の維持向上にも貢献しています。

副業・兼業の考え方

▼パートナーのコミットメント

監査品質維持向上のため、当監査法人の社員は原則として兼業・副業を認めておらず、社員全員が当監査法人にコミットし、会計監査業務に従事しています。

▼常勤職員の兼業・副業

「多様性のあるプロフェッショナルを採用・育成する」人材戦略方針のもと、副業・兼業により多様な経験を積むことができ、能力を身に付け、専門性を高めることで、各人のキャリアの幅が広がり、その経験を活かすことで当監査法人にとっても良い結果をもたらすと考えています。そのため、当監査法人では副業・兼業を一律に禁止するのではなく、独立性や利益相反等を勘案し、一定の範囲で認める方針としています。

▼多様な働き方

FWP制度（フレキシブルワーキングプログラム）の導入により、育児等の理由によりフルタイム勤務が難しい場合には時短勤務やリモートワーク等の柔軟な働き方が可能になることで、ワークライフバランスが改善され、仕事への満足度とモチベーションの向上を図っています。

▼給与水準

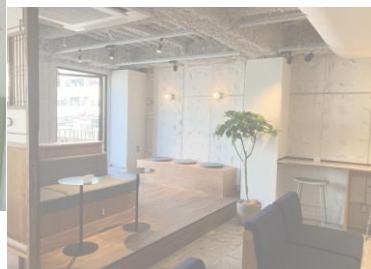
適切な給与水準の設定は、職員の満足度を向上させ、優秀な人材を確保し、離職率を低減し、結果として監査の品質を維持・向上させることに不可欠であると考えます。そのため、当監査法人の給与水準は大手監査法人と同水準に設定しています。

人事評価制度

人事評価では、監査品質を最優先に考えています。各職階ごとに人材定義と期待される役割を設定し、各人が具体的な目標を設定します。年度末には本人との面談を通じて目標達成度を評価し、その結果を社員会での評価会議で議論します。この評価に基づき、給与や職階の見直しを行うとともに、次年度に向けた課題を検討し、適切なフィードバックを行っています。

メンター制度

当監査法人では、常勤・非常勤を問わず、全ての職員にメンターを設けています。メンターは、業務やキャリアに関する相談だけでなく、個人的な問題や悩みにも対応し、それぞれの状況に応じたサポートを行います。これにより、職員のモチベーション向上やコミュニケーションの促進、さらにはキャリア形成を支援する体制を整備しています。



監査実施者に対する研修

公認会計士の教育及び訓練については、CPDの期限内達成を義務付けるとともに、単位取得を徹底するため、法人として受講を推奨する研修を設定しています。

また、専門知識を定期的にアップデートする機会が重要と考え、法人独自に企画した専門研修を毎月実施しています。この研修は社員及び常勤職員は全員参加、非常勤職員も参加可能としています。

また、IFRSによる開示を行う被監査会社を有していることから、IFRSに関する知識を習得する機会として、同被監査会社の業務に従事する職員を中心にIFRS研修を実施しています。

加えて、監査業務に初めて従事する職員に対しては、ビジネススキル研修、監査業務研修を用意し、スムーズに業務を遂行できるようにしています。

これらの研修を確実に受講するため、定期的なアサイン調整の際に研修受講時間を組み込み、受講の機会を確保しています。

なお、2023年度の常勤職員の平均研修受講時間は47.3時間となっています。





IT基盤の考え方

高度にITが発展する環境の中、監査法人の品質の維持向上の前提として、被監査会社の情報資産を適切に保護しつつ、監査業務の実施を適切にバックアップすることが重要であると考えています。

監査業務は、被監査会社の秘匿性の高い重要な情報を取り扱うことから、その情報を適時適切に管理・保管し、監査業務に役立てることで、監査の品質を担保することができると考えています。

また、当監査法人は、複数の拠点を有し、フルリモートによる勤務者も多いことから、被監査会社及び当監査法人内の円滑なコミュニケーションを実現するため、常に十分なIT投資をしていく予定です。



IT情報セキュリティ責任者
伊藤 倫子

IT環境・情報セキュリティ

当監査法人ではクラウド型グループウェアやコミュニケーションに特化したチャットツールを導入することで、円滑なコミュニケーション及びタイムリーな情報共有を実現しています。

一方で、情報セキュリティの観点から、常勤・非常勤を問わず全ての社員・職員に業務用PCを貸与しています。貸与PCには秘密分散技術を活用した暗号化ソフトを導入するとともに、シャットダウン時にはユーザーデータが自動削除される仕組みを導入することで、PCの紛失等による、情報資産の漏洩を未然に防止しています。

監査業務管理ツール

監査業務を体系的・網羅的に管理するため、当監査法人では電子監査調書システム「CaseWare Cloud」（Caseware International Inc.）を導入し、原則全ての監査調書を電子化し、リモート監査を実現しています。

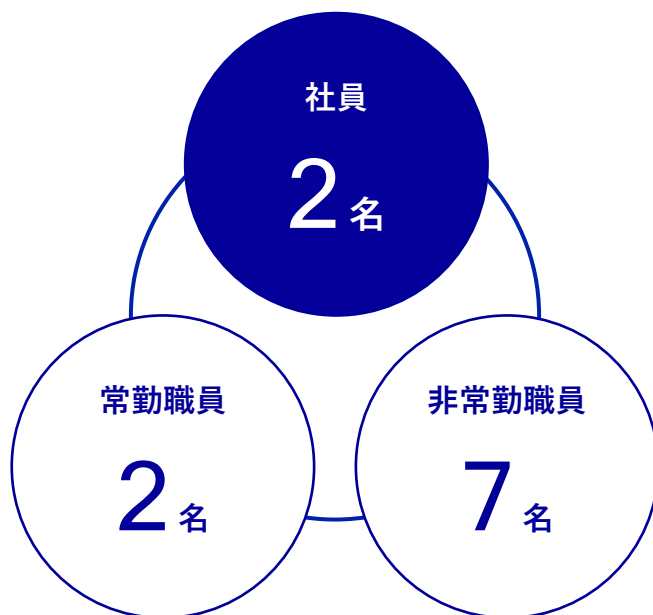
なお、CaseWareは2023年7月より順次導入を開始し、2024年7月末時点で全ての監査業務において導入が完了しています。

IT投資（IT人材の育成含む）

IT技術・IT環境は日々進化しており、それに対応した情報セキュリティの確保及び監査業務への適用が重要と考え、更なるIT基盤の整備に対する投資を継続的实施していきます。

また、IT基盤の整備には、高度なIT知識・経験を有する人材も必要であることから、IT人材の積極的な採用・育成にも取り組んでいます。

▼ IT人材（2024年7月末時点）



監査業務の高度化

被監査会社のDX化が進み、監査手続のIT化・高度化の必要性が増加する一方、監査業務に従事する公認会計士は減少傾向にあることから、当監査法人では、監査品質の維持向上のため、監査業務の変革（Innovation）が必要と考えています。

当監査法人では、監査業務の高度化に向けて以下のような取り組みを行っています。

監査業務 標準化

監査業務においては、各監査チームのリスク評価結果に基づいて監査手続が設計され、監査調書が作成されている一方で、各監査業務で共通する作業は数多くあり、これらを共通化・標準化することで、より一層の監査の効率化を実現します。

ITツールの 活用

監査サンプリングツールや自動証憑突合ツール等の各種ITツールを活用し、監査手続の高度化を図っています。また、ITツールの開発・採用にあたっては、社員・職員の声に耳を傾け、監査業務の高度化の観点を重視して検討しています。

監査高度化 リテラシー の醸成

監査業務において常に課題感を持ち、その課題を解決するための行動力・組織力を有する人材を育成するため、外部講師を招いたセミナーや社内の勉強会等を通じて、知識交流を促進しています。

これらの取り組みの結果、監査業務が高度化されることにより、難易度の高い監査領域や被監査会社との課題解決に向けたコミュニケーションに注力することができ、監査品質の向上に寄与するものと考えています。



財務の安定性

監査品質を維持し、サステナブルな監査事務所であり続けるためには、人材の確保が最優先事項となりますが、その実現には一定程度の監査先数・売上高が必要であると考えています。

人員数はP10の「法人概要」、監査先数はP11の「監査契約の状況」に記載のとおりです。

(単位：千円)

	第2期 2021年8月1日～ 2022年7月31日	第3期 2022年8月1日～ 2023年7月31日	第4期 2023年8月1日～ 2024年7月31日
売上高			
監査証明業務	101,585	297,611	584,859
非監査証明業務	120,545	146,024	149,281
合計	222,130	443,636	734,141

公認会計士職業賠償責任保険加入の状況

当監査法人は、公認会計士職業賠償責任保険及びサイバーリスク保険に加入しています。



海外子会社の監査

当監査法人では以下の方針に基づき、被監査会社の海外子会社の監査を実施しています。

- 重要な海外子会社を有している監査先については、USCPA等の資格保有者や外国語に堪能な社員・職員をアサインします。
- 海外子会社の監査において、他の監査人の監査結果を利用する場合には、他の監査人の独立性及び専門的能力等を評価します。
- その上で、他の監査人に対して、監査に必要な手続等を記載した監査指示書を送付し、他の監査人が実施した監査手続の適切性・十分性を評価します。
- 必要に応じて海外子会社に訪問し、海外子会社の経営者とコミュニケーションを直接取るとともに、他の監査人との面談も実施します。

グローバルネットワークへの加盟状況

現時点では、グローバルネットワークに加盟しておらず、また他の法人等との包括的な業務提携を通じたグループ経営は行っていません。

今後、海外子会社を有する被監査会社が増加した場合には、グローバルネットワークへの加盟や包括的な業務提携を通じたグローバル監査の対応も検討してまいります。

創業者の想い

監査法人FRIQは、2021年1月に設立されました。

法人名は、以下の4つの言葉に由来しています。

- ・ **Fan**：誠実な姿勢でステークホルダーからの支持を獲得
- ・ **Reliability**：信頼されるプロフェッショナル集団
- ・ **Innovation**：未来を創造するイノベーション
- ・ **Quality**：高品質な監査を追求



創業者 公認会計士
外山 千加良 Chikara Toyama

法人名に創業の想いを込めることで、それぞれが組織文化として根付いて欲しいと考え、それぞれの頭文字を取って「FRIQ」と名付けました。

4つの言葉の中で、最も重要な言葉として、「Quality」を選びました。監査法人は、サービス業である以前に、その本質はインフラ業であると考えています。インフラとして機能する以上、高品質な監査の実施を最優先事項として、高水準の品質管理体制を構築・維持することが最も重要なことは言うまでもありません。この高品質な監査については「ゴール」はなく、常にFRIQの真ん中に意識して、「追求」することが重要だと考えています。

「Fan」については、「ステークホルダー」から支持を獲得したい、と考えて、言葉を選びました。この「支持」を獲得したい、という対象は、サービス業としての「クライアント」ではなく、インフラ業としての「資本市場を取り巻くステークホルダー」であると考えています。

「Reliability」については、「Fan」を獲得するためには、信頼の醸成が不可欠であると考えて、言葉を選びました。監査法人は、上述した通り、インフラであるため、対峙するクライアントに対しては、時には厳しいことを言わなければならないケースも多くあります。そこで問われるのは、まさに「信頼関係」であり、それは専門知識・経験の豊富さだけでなく、人柄・内面からも信頼されることが重要だと考えています。

「Innovation」については、インフラとして機能するにあたって、クライアントや社会の事業成長・イノベーションを、監査業務を通じてサポートする、という側面も重要だと思い、言葉を選びました。また、社会のイノベーションという枠には、自分たち自身もイノベティブに行動したいという意図も含まれており、既存の概念に捉われず、様々な知見を有したメンバーがチャレンジスピリットを持って業務を実施したいという思いも含まれています。

「F」「R」「I」「Q」を我々が体現することで、資本市場の健全な発展と信頼性向上に寄与していきたいと、強く願っています。



Appendix

監査法人の ガバナンス・コードの 適用状況

指針	当監査法人の対応状況	当報告書での記載箇所
<p>1-1 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。</p>	<p>当監査法人では、理事長が、会計監査の品質の持続的な向上に向け、その経営理念や目指す方向性等について、定期的にメッセージを伝達しています。</p>	<p>P16.「監査品質に関する考え方」</p>
<p>1-2 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。</p>	<p>当監査法人は、果たすべき社会的使命を全うするため、「日本中のチャレンジする企業の成長を新しい力でサポートする」をPURPOSEとして掲げ、ホームページへの掲載や理事長等からの定期的なメッセージの発信により、当監査法人の構成員が保持すべき共通の価値観を示しています。 また、それを実践するための考え方や行動の指針として、MISSIONを掲げています。</p>	<p>P4.「理事長からのメッセージ」</p>
<p>1-3 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。</p>	<p>当監査法人では、「絶えず革新を追求し、最高品質の成果をステークホルダーへ届けることに全力を尽くす」をMISSIONとして掲げているとおり、品質管理を重視した組織風土の醸成はもちろんのこと、「監査の魅力を引き出し、ポジティブな変革をもたらすことで監査の未来を牽引する」ということもMISSIONとして掲げ、多種多様な働き方を提案することで、構成員のワークライフバランスを達成し、士気の向上を図っています。 また、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮できるような人事評価や研修を開催しています。</p>	<p>P4.「理事長からのメッセージ」</p>

指針	当監査法人の対応状況	当報告書での記載箇所
<p>1-4 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。</p>	<p>当監査法人は「監査の魅力を引き出し、ポジティブな変革をもたらすことで監査の未来を牽引する」というMISSIONのもと、独立性や守秘義務を遵守しつつ、職階や監査チームといった枠に囚われることなく、積極的に会計監査を巡る課題や知見、経験の共有及び議論を行っています。</p>	<p>P4.「理事長からのメッセージ」</p>
<p>1-5 監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。</p>	<p>当監査法人は監査業務を中心としていますが、加速する企業を取り巻く環境変化やIT領域等の高度化への対応のため、監査業務のみならず非監査業務の提供を通じて構成員の知見や専門性をさらに高めるとともに監査品質の向上に役立つと考えています。</p> <p>なお、被監査会社への非監査業務の提供に際しては、倫理規則に準拠し、利益相反や独立性の懸念がないかどうかを品質管理部門が検証の上、業務提供の可否を検討しています。</p> <p>また、構成員の兼業・副業に関しては、社員は原則として兼業・副業を認めておらず、職員に関しては、副業・兼業を一律に禁止するのではなく、独立性や利益相反等を勘案し、一定の範囲で認める方針としています。</p>	<p>P9.非監査業務への取組み</p> <p>P31.副業・兼業の考え方</p>
<p>1-6 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。</p>	<p>当監査法人は現在、グローバルネットワークへの加盟や、他の監査法人等との包括的な業務提携等はありません。</p> <p>ただし、今後グローバル化するクライアントへの高品質な監査の提供を見据え、グローバルネットワークの加盟や他監査法人との提携についての検討を進めてまいります。</p>	<p>P39.グローバルネットワークへの加盟状況</p>

指針	当監査法人の対応状況	当報告書での記載箇所
<p>2-1 監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けない場合は、実効的な経営機能を確認すべきである。</p>	<p>当監査法人は経営（マネジメント）の最高機関は社員会としつつも、より組織的・機動的な法人運営を行うため、法人業務を4部門（品質管理部、人事部、監査事業部、総務・財務部）に分け、更に理事会を設置し、法人の運営方針を協議するとともに、各部の活動内容を把握し、検討事項の報告を受けています。</p>	<p>P26.組織図</p> <p>P27.理事会及び部会</p>
<p>2-2 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確認するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ●監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ●法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ●監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備 	<p>当監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確認するため、以下の事項を含め、重要な業務運営方針を社員会で決定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項については、品質管理責任者へ報告し、必要に応じて全ての社員が参加する審査会議を招集して協議・承認を受けることとしています。 ●監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するため、被監査会社のマネジメントとの間で率直かつ深度ある意見交換を原則年1回、実施することとしています。 ●職員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人独自に企画した専門研修等を実施しており、監査品質を最重視した人事評価制度や、常勤・非常勤を問わずメンター制度を設けています。 ●監査に関する業務の効率化及び深度ある監査を実現するため、監査業務の高度化に取り組んでいます。 	<p>P27.理事会及び部会</p> <p>P22.重要審査制度</p> <p>P21.監査業務等の実施</p> <p>P33.教育・研修</p> <p>P32.評価</p> <p>P37.監査業務の高度化</p>

指針	当監査法人の対応状況	当報告書での記載箇所
<p>2-3 監査法人は、経営機能を果たすため人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。</p>	<p>理事会の構成員である理事長や理事の選解任権は社員会にあります。選任に際しては、監査実務に精通していることや経営機能を果たす人材であることを考慮しています。 なお、理事は理事長が指名し、社員会の信任決議により選任されます。</p>	<p>P27.理事会及び部会</p>
<p>3-1 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模や特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	<p>当監査法人は、規模・特性等を踏まえて、経営機関に対する監督・評価機関は設置しておらず、社員会にて相互牽制を發揮しながら監督・評価を行っています。加えて、それを補完する存在として、独立した第三者であるアドバイザーを選任しています。 アドバイザーは、理事会や社員会に関する情報を収集しながら、経営機能の実効性を監督・評価しつつ、その実効性を支援するため、経営全般に関する幅広い事項について協議し、定期的に理事会や社員会に対して助言を行っています。</p>	<p>P28.独立性を有する第三者（アドバイザー）</p>
<p>3-2 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。 併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p>	<p>当監査法人は、規模・特性等を踏まえて、経営機関に対する監督・評価機関として、独立した第三者であるアドバイザーを選任し、第三者の知見を活用しています。</p>	<p>P28.独立性を有する第三者（アドバイザー）</p>

指針	当監査法人の対応状況	当報告書での記載箇所
<p>3-3 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活動状況の評価への関与 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	<p>アドバイザーは、経営の機能強化、実効性及び透明性を支援するため、主として以下の役割を担っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営機能及び組織的運営に関する助言・提言 経営機能を果たす人員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 法人の人事評価及び報酬に係る方針の策定への関与 内部及び外部から通報があった場合の伝えられた情報の検証及び活動状況の評価への関与 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換の実施状況の評価及び、アドバイザー自身が意見交換等により得た知見等の還元 	<p>P28.独立性を有する第三者（アドバイザー）</p>
<p>3-4 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	<p>独立性を有する第三者であるアドバイザーは、定期的に理事会に出席し、社員会での協議検討事項も含め、情報提供を行っています。</p>	<p>P28.独立性を有する第三者（アドバイザー）</p>

指針	当監査法人の対応状況	当報告書での記載箇所
<p>4-1 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	<p>当監査法人では、監査の現場からの監査上の重要な問題点等については、業務執行社員が社員会へ報告し、社員会で検討した結果等を全ての監査現場の職員に対して伝達することにより、共通認識として浸透させています。</p> <p>また、最新の会計基準や監査基準、倫理規則等に関する法人内での情報発信、研修を実施しています。</p>	<p>P22.専門的な見解の問い合わせ</p>
<p>4-2 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>	<p>当監査法人では、社員会の下部組織である人事部が、法人における人材育成、人事管理・評価にかかる方針を策定し、運用しています。</p> <p>人事評価は、業務を共に実施した複数の者によって評価され、監査の品質を中心とした評価項目を設けることで、職業的懐疑心を適切に発揮したかを評価しています。</p>	<p>P32.評価</p>

指針	当監査法人の対応状況	当報告書での記載箇所
<p>4-3 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスの取れた法人の構成員の配置が行われること ●法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ●法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること 	<p>監査チームのメンバーの選任は、業務内容の複雑さや、類似した業務の実務経験、適切な訓練を通じて得られた監査業務の理解の程度、関与先が属する産業に関する知識、職業的専門家としての判断能力、及びコミュニケーション能力等を考慮し、監査業務の遂行に必要な時間が十分確保されていることを確認した上で、決定しています。</p> <p>四半期に一度、その時々が必要と考えられるテーマについて独自開発した教材に基づく集合研修を実施する、個々人が不得手とする領域については、テーマ別勉強会等を開催するなど、能力開発に取り組む環境の整備に努めています。</p> <p>アドバイザー業務等の非監査業務の経験は社員・職員の貴重な育成機会であると考え、あくまで人的リソースが確保されていることを前提に、会計・監査業務に隣接する業務領域である株式上場支援業務、M&A支援業務、株価算定業務等に取り組んでいます。</p>	<p>P9.非監査業務への取組み</p> <p>P20.監査チームの組成</p> <p>P33.監査実施者に対する研修</p>
<p>4-4 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。</p>	<p>当監査法人は、被監査会社に対し、監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換をするため、監査チームは、まず監査計画段階でCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等とのコミュニケーションを実施しており、それ以外にも、被監査会社に対する意見表明・結論表明の都度、積極的にコミュニケーションの場を設けています。</p> <p>その際、経営環境、ガバナンス、不正リスクを含む監査上のリスクに関する認識等について意見交換を行っています。</p> <p>また、監査の現場は業務執行社員中心に往査し、被監査会社の経理組織等とも十分な意見交換や議論を行っています。</p>	<p>P21.監査業務等の実施</p>

指針	当監査法人の対応状況	当報告書での記載箇所
<p>4-5 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続きを整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することないように留意すべきである。</p>	<p>監査ホットラインをホームページに設置し、外部からの通報を受け付ける体制を整備しています。また、内部通報に関しては窓口を社内イントラネットに掲示しています。これら内部及び外部からの通報に関する方針や手続に関して、「内部通報に関する規程」を整備しています。当該規程では、調査・是正措置・社内処分などの手続や、通報者の保護等について定めています。</p>	<p>P19.職業倫理規程・ホットラインの整備</p>
<p>5-1 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者などが評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取り組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。</p>	<p>本報告書において公開しています。</p>	<p>本報告書において公開しています。</p>

指針	当監査法人の対応状況	当報告書での記載箇所
<p>5-2 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を果たすためのトップの姿勢 法人の構成員が胸中に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI：Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 監査法人における品質管理システムの状況 経営機関等の構成や役割 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 会計監査の品質の持続的な向上に向け、トップの姿勢として、当監査法人のホームページ上の「TOP MESSAGE」において明示しています。 法人の構成員の価値観や行動指針は当監査法人のホームページにおいて、PURPOSE、MISSIONとして明示しています。 中長期的に目指す姿やAQI、または品質向上に向けた取組み、品質管理システム、経営機関の構成及び役割、監督・評価機関等の構成及び役割、非監査業務の位置づけ、IT基盤の実装化に向けた対応状況、研修・教育も含む人材育成方針、財務基盤の確保、海外子会社等を有する監査の対応状況に関しては本報告書において開示しています。 当監査法人が実施した監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価については、社員会にて各種取組みの実施状況を報告し、実効性を評価しています。 	<p>P4.理事長からのメッセージ</p> <p>P6.当監査法人の特色</p> <p>P8.監査品質向上に向けた取組み</p> <p>P16.品質管理基盤</p> <p>P26.組織・ガバナンス基盤</p> <p>P9.非監査業務への取組み</p> <p>P34.IT基盤</p>

指針	当監査法人の対応状況	当報告書での記載箇所
<ul style="list-style-type: none"> 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材教育方針 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	<p>前頁をご参照ください。</p>	<p>P33.教育・研修</p> <p>P38.財務基盤</p> <p>P39.国際対応基盤</p>
<p>5-3 グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。) 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	<p>当監査法人は、現在、グローバルネットワークに加盟しておらず、また他の法人等との包括的な業務提携を通じてグループ経営を行っていません。</p> <p>ただし、海外子会社等を有する被監査会社に対しては、必要に応じて、現地の監査法人と協力しながら監査を実施しています。</p> <p>また、今後、海外子会社等を有する被監査会社が増加した場合には、グローバルネットワークへの加盟や包括的な業務提携を通じたグローバル監査の対応も検討してまいります。</p>	<p>P39.国際対応基盤</p>

指針	当監査法人の対応状況	当報告書での記載箇所
<p>5-4 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社の経営者・監査役等と定期的に意見交換を実施しています。また、公認会計士・監査審査会や日本公認会計士協会及び証券会社等とは研修会や意見交換会等を通じて随時意見交換をしています。 これらの場での意見を会計監査の品質向上等に役立てています。</p>	<p>P8.監査品質向上に向けた取組み</p>
<p>5-5 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<p>本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性については、定期的に理事会が自己評価を行い、その上で社員会にて議論及び総括を行っています。 さらに、独立性を有する第三者であるアドバイザーが当該結果について評価及び意見を述べています。</p>	<p>P28.独立性を有する第三者（アドバイザー）</p>
<p>5-6 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<p>当監査法人は、「監査法人の組織的な運営に関する原則」の適用の状況等の評価結果について、社員会にて内容を共有し、組織的な運営の改善に向け活用しています。</p>	<p>P4.理事長からのメッセージ</p>



監査法人FRIQ

東京オフィス

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町15 グランファースト神田紺屋町7階

仙台オフィス

〒980-0013

宮城県仙台市青葉区花京院2-1-65 いちご花京院ビル6階

大阪オフィス

〒541-0043

大阪府大阪市中央区高麗橋3-1-6 関電不動産高麗橋ビル9階

福岡オフィス

〒810-0042

福岡県福岡市中央区赤坂1-8-23 DAIFUKU.soビル4階